

## ○田川広域水道企業団川崎町水道事業給水条例

平成31年3月12日

条例第29号

改正 令和元年12月13日条例第34号

令和元年12月13日条例第41号

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第15条)
- 第3章 給水(第16条—第25条)
- 第4章 料金及び手数料(第26条—第35条)
- 第5章 管理(第36条—第42条)
- 第6章 貯水槽水道(第43条・第44条)
- 第7章 補則(第45条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、田川広域水道企業団川崎町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

##### (給水区域)

第2条 給水区域は、田川広域水道企業団水道企業条例(平成31年条例第1号)第3条第2項第1号の表に規定する川崎町水道事業に定める区域のうち、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第10条第1項による認可を受けた区域(以下「給水区域」という。)とする。

##### (給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

##### (給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共同住宅専用給水装置 共同住宅等で、2世帯以上が共同で専用給水装置により使用するもの
- (3) 消火栓 消防用に使用するもの

#### 第2章 給水装置の工事及び費用

##### (給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下「修繕」という。)又は撤去をしようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、企業長は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置の新設等申込みの保留)

第6条 企業長は、給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧等の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発等の事前協議)

第7条 給水区域内において、開発行為等を行い、かつ、給水を受けようとする者は、その給水方法、費用負担、給水施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、企業長の同意を得なければならない。

2 前項の規定に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第11条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の予納)

第12条 企業長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(工事申込みの取消し)

第13条 企業長は、次の各号の一に該当したときは、企業長が施行する給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

(1) 指定期限内に工事費を納入せず、又は必要書類を提出しないとき。

(2) 工事施行に際し、申込者の責めに帰すべき事由により着手することができないとき。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第15条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、企業長はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ、企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第18条 給水装置の所有者が川崎町内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、川崎町内に居住する代理人を定め、企業長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

(管理人の選定)

第19条 共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合、その他企業長が必要と認めた者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、同様とす

る。

2 企業長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第20条 給水量は、企業団の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 企業長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に企業団のメーターを設置することができる。この場合において、受水タンク以下の給水装置について、企業長は、責任を負うものではない。

3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、企業長は、所有者又は使用者の負担において変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを水道使用者等に設置させることができる。

(1) 使用予定水量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき。

(2) 1使用場所で、2個以上のメーターを必要とするとき。

(3) 前2号のほか、企業長が必要と認めるとき。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、企業長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) メーターの口径(以下「口径」という。)又は用途を変更するとき。

(3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

(4) プール、防火水槽等へ一時的に多量の水を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、企業長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 前項第4号の多量の水を使用したとき。

(消火栓の使用)

第23条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会いを要する。

3 消火栓を消防の演習に使用するときは、使用時間は、10分を超えてはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しな

いよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 企業長は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第27条 料金は、別表第1により算出された水道使用料及び別表第2に定めるメーター使用料の合計額とする。

(料金の算定)

第28条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ、企業長が定めた日(以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第29条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) メーターが設置されていないとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (5) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときは、その料金は、1箇月分として算定する。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(無届使用に対する認定)

第31条 前使用者の給水装置を企業長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他これに類するものの理由により、臨時又は一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。

ない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書又は集金その他の方法により毎月徴収する。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 企業長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 当該設計額に4パーセントを乗じた額。ただし、これにより算出された額が15,000円以下の場合、15,000円とする。

(2) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき 10,000円

(3) 法第25条の3の2第1項の申請をするとき 1件につき 10,000円

(4) 第9条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1回につき 3,500円

(5) 第9条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 3,500円

(6) 第37条第2項の確認をするとき 1回につき 30,000円

(7) 各種証明手数料 1件につき 350円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 企業長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第12条、第14条第2項若しくは第20条第4項の工事費、第24条第2項の修繕費、第27条の料金、第34条の手数料又はこの条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第28条の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合には、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

2 水道利用者等は、前項の規定により給水を停止するため、水道事業職員がその敷地内に立ち入ることを拒むことができない。

(給水装置の切離し)

第39条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(3) 前2号のほか、企業長が特に必要と認めるとき。

(家族等の行為に対する責任)

第40条 給水装置の利用者は、その家族、同居人、利用者その他従事者等の行為についてもこの条例に定める責めを負わなければならない。

(過料)

第41条 次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、第14条の給水装置の変更の工事施行、第20条第3項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第36条の検査、第37条若しくは第38条の給水の停止又は第39条の給水装置の切離しを拒み、又は妨げた者

(3) 第24条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第27条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 詐欺その他不正の行為によって第27条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(企業団の責務)

第43条 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところによ

り、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、川崎町水道事業給水条例(平成10年川崎町条例第2号。以下「川崎町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお川崎町条例の例による。

附 則(令和元年12月13日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和元年12月13日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第27条関係)

水道料金表

種別	料金	基本料金		超過料金	
		(1箇月につき)		(1klにつき)	
		水量	料金		
専用	一般用	7kl	1,205円	272円	8kl以上
	団体用	90kl	16,029円	272円	91kl以上
	工業用	A 90kl	12,886円	272円	91kl以上
		B 450kl	64,324円	272円	451kl以上

\*この表に掲げる金額については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

別表第2(第27条関係)

メーター使用料金表

口径	使用料(1箇月につき)
mm	円
13	84
20	94
25	168
40	272
50	524
75	1,048
100以上	1,780

\*この表に掲げる金額については、消費税及び地方消費税を含むものとする。